

基準 3 経営・管理と財務

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1 の視点»

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

八戸学院大学（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第3条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道徳教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営している。また、学校法人光星学院公益通報に関する規程に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。【資料 3-1-1】学校法人光星学院寄附行為、【資料 3-1-2】学校法人光星学院寄附行為施行細則、【資料 3-1-3】学校法人光星学院公益通報に関する規程

本学では、建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、学校法人光星学院運営組織規程その他の規程に基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。【資料 3-1-4】学校法人光星学院運営組織規程

なお、平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に伴い、関係する法人内の諸規程すべての見直しを行い、関連規程を改定し、大学のガバナンス体制の強化を図った。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第3条に定める法人の目的実現のため、理事会、評議員会および常任理事会は、毎年度具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ評価を行っている。さらに、財政再建のため平成 17(2005)年度に第1次経営改善計画を策定し、人件費の削減を柱とした経営基盤の強化に取り組み、着実な成果を挙げた。平成 22(2010)年度には第2次経営改善計画（5 カ年）を策定し、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続した結果、計画最終年にあたる平成 26(2014)年度末に帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）の実質的な黒字化を達成した。

しかしながら、平成 28(2016)年度は、法人全体としての学生生徒等納付金の減少や、八戸学院短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）看護学科の大学への改組による補助

金減少などの影響が大きく、基本金組入前当年度収支差額（以下、収支差額）はマイナス9,500万円となったが、大学看護学科完成年度となる平成31(2019)年度以降は学生数の増加などによりプラスに転じる見込みである。

平成28(2016)年度に「新学院構想戦略会議」を設置し、法人全体の諸課題克服の検討を進めた結果、八戸学院大学ビジネス学部の「地域経営学部」への改組（設置届出書を提出）、八戸学院短期大学の校名変更、同ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革が実現した。

さらに、平成29(2017)年度には「新学院構想戦略会議」で検討された改革計画の着実な実施、ならびに第三次中期5カ年計画の継続審議事項などを検討するため、「新学院構想戦略会議」を改組して「経営会議」を新たに設置した。【資料3-1-1】学校法人光星学院寄附行為、【資料3-1-2】学校法人光星学院寄附行為施行細則、【資料3-1-5】第1次経営改善計画資料、【資料3-1-6】第2次経営改善計画書

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本学は、学校教育法、私立学校法および大学設置基準などの法令に従い、寄附行為、「八戸学院大学学則（以下、学則）」および諸規程を定め、これらの法令・規程を遵守し職務に従事している。【表3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

文部科学省および関係機関から発信される通知や事務連絡などは、法人事務局や大学内の各部署に周知し、緊密に連携を図りながら組織的に対応している。また、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査を、年度当初に策定した監査計画に基づき定期的に実施している。さらに、会計監査人、監事および監査室による情報交換会の実施をとおして法人の業務を適切に管理している。なお、規程は隨時点検・見直しを行っている。【資料3-1-7】平成28年度監査室による内部監査の実施状況、【資料3-1-8】平成28年度監事会および監事監査等の実施状況、【資料3-1-9】平成28年度会計監査人、監事および監査室による情報交換会実施状況、【資料3-1-10】平成28年度監事監査実施状況、【資料3-1-11】平成28年度規程の制定・改正・廃止状況

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。毎月1回定例で開催している事務連絡協議会（法人内の幹部事務職員で構成）およびEメール配信において、教育機関ごとの光熱水費の使用状況が報告され、消費エネルギーの節約に努めている。

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、本学の教職員・学生・保護者などの個人情報の保護にあたっている。また、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「八戸学院大学学生委員会規程」に基づき相談員が配置されている。【資料3-1-12】学校法人光星学院個人情報保護規程、【資料3-1-13】八戸学院図書館個人情報保護規程、【資料3-1-14】学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づ

き、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、現在の学内危機管理体制は、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているが、非常時には昼夜を問わず危機管理規程に基づき対応する体制となっている。なお、平成 23(2011)年 4 月に「危機管理マニュアル」を作成し、全教職員に周知した。**【資料 3-1-15】学校法人光星学院危機管理規程、【資料 3-1-16】八戸学院大学危機管理マニュアル**

学生の学外での事件および事故に対しては、学生委員会や学務部を中心に対応している。また、交通事故防止対策については、地元警察署や自動車教習所の協力を得て、交通安全講習会を毎年度 4 月と 9 月に実施している。**【資料 3-1-17】交通安全講習会に関する資料**

防火管理については、「八戸学院大学防火管理規程（以下、防火管理規程）」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を実施している。この防火管理規程第 6 条の「消防用設備等点検基準」に基づき、消防用設備などの自主点検ならびに業者委託点検を実施し、その結果については消防署に届け出を行っている。また、キャンパス内には AED（自動体外式除細動器）5 台を設置しており、平成 28(2016)年度は外部機関が実施している講習会に、関係する事務職員（3 人）を派遣した。

【資料 3-1-18】八戸学院大学防火管理規程

教職員の健康を確保するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を毎年度実施している。**【資料 3-1-19】学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程**

さらに、労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたことに伴い、平成 28(2016)年から全教職員を対象に実施している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育研究活動などの情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、「学校法人光星学院情報公開規程（平成 26(2014)年 4 月 1 日施行）」を策定し、本学公式ホームページなどに掲載している。**【表 3-3】教育研究活動等の情報の公表状況、【資料 3-1-20】学校法人光星学院情報公開規程、【資料 3-1-21】八戸学院大学公式ホームページ（教育情報の公表）**

財務情報については、私立学校法第47条に基づいた「学校法人光星学院財務書類等閲覧規程」に則り、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監事作成の監査報告書を、会計年度終了後2ヵ月以内に事務所（管理事務室）に備え置き、学生・保護者、教職員、法律上の利害関係者からの閲覧の要求に応じている。また、「八戸学院広報」に財務情報を掲載して法人関係者および全教職員に周知している。**【表3-4】財務情報の公表、【資料3-1-22】学校法人光星学院財務書類等閲覧規程、【資料3-1-23】財務関係資料（財産目録、貸借対照表、収支計算書）、【資料3-1-24】平成28年度事業報告書、【資料3-1-25】監査報告書、【資料3-1-26】八戸学院広報**

さらに、法人公式ホームページに大勘定科目表示の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、監事監査報告書、事業報告書および在籍者数を掲載している。なお、事業報告書には各計算書の解説を加えている。

また、外部資金の調達を目的としたイノベーションプログラム（基金）の募集内容、寄付金額、実施事業内容を法人公式ホームページ上で公開している。**【資料3-1-27】光星学院イノベーションプログラム（基金）の資料**

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の実現のため、理事会が中心となり PDCA サイクルを推進する。さらに、法人全体の学生・生徒数の増加や経営基盤の強化に向けた継続した改革の推進を、新たに立ち上げた「経営会議」の下で行う。

3-2 理事会の機能

«3-2 の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 12 条に基づく法人の最高意思決定機関として理事会を、寄附行為第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、寄附行為施行細則第 5 条に基づき常任理事会を設置している。

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、寄附行為および寄附行為施行細則をはじめとする関連諸法令によって定められている。【資料 F-1】寄附行為、【資料 3-1-2】学校法人光星学院寄附行為施行細則、【資料 3-1-4】学校法人光星学院運営組織規程

平成 28(2016)年度の開催状況は、表 3-2-1 のとおりである。

表 3-2-1 平成 28(2016)年度理事会開催状況

開催日	議 案	出席理事数
28. 5.25	議案第1号 平成27年度事業報告について 議案第2号 平成27年度決算について 議案第3号 諸規程の一部改正及び制定について 議案第4号 八戸学院短期大学の名称変更について 議案第5号 法人遊休資産の処分について 議案第6号 凑高台土地の購入について 議案第7号 社会福祉法人設立について 議案第8号 イノベーションプログラム（基金）決算・予算について 議案第9号 理事・評議員および学院主の辞任について	10人
28. 9.23	議案第1号 本法人幼稚園の名称変更について 議案第2号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第3号 八戸学院短期大学学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院短期大学附属幼稚園園則の一部改正について 議案第5号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則の一部改正について 議案第6号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのめ園則の一部改正について	9人
28.11.25	議案第1号 平成28年度補正予算について	9人
29. 2.24	議案第1号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第2号 八戸学院大学学則の一部改正について 議案第3号 八戸学院光星高等学校学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院野辺地西高等学校学則の一部改正について	9人

	議案第5号 八戸学院短期大学附属幼稚園園則の一部改正について 議案第6号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園園則の一部改正について 議案第7号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのめ園園則の一部改正について 議案第8号 規程の一部改正について (1)学校法人光星学院運営組織規程 (2)学校法人光星学院運営組織事務分掌細則 (3)学校法人光星学院監査室規程 (4)学校法人光星学院就業規則 (5)学校法人光星学院事務決裁規程 (6)学校法人光星学院危機管理規程 (7)学校法人光星学院経理規程 (8)学校法人光星学院固定資産および物品管理規程 (9)学校名変更に伴う規程の一部改正について (10)学校法人光星学院運営組織規程の改正に伴う規程の一部改正について 議案第9号 八戸学院光星高等学校校長の異動に係る校長候補者の推薦について 議案第10号 八戸学院野辺地西高等学校校長の異動に係る校長候補者の推薦について 議案第11号 認定こども園について 議案第12号 弓道場の建設について	
29. 3.24	議案第1号 平成29年度事業計画について 議案第2号 平成29年度当初予算について 議案第3号 理事・評議員の改選について 議案第4号 学校法人光星学院初任給、昇給、昇格等に関する施行細則の一部改正について 議案第5号 八戸学院短期大学ライフデザイン学科の将来構想について 議案第6号 平成30年度学納金について	9人

【資料 3-2-1】平成 28 年度理事会議事録

理事会は、内部理事 5 人および外部理事 4 人の 9 人で構成されている。内部理事は理事長、大学長、高等學校長、幼稚園長および事務局長の 5 人である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人および法人内高等学校元校長 1 人であり、理事会において本学の管理運営について幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学教授会（以下、教授会）で報告・周知されている。

理事会機能を補佐する会議としては、常任理事5人（理事長、大学長、高等學校長、幼稚園長、事務局長）と教育部門長（短期大学長、高等學校長、高等学校専攻科校長代行、幼稚園長2人）で構成する常任理事会を設置しており、毎月1回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の情報交換・討議の機会を設けている。平成28(2016)年度の常任理事会は、4月から3月まで計12回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有などを行った。

理事の選任については、寄附行為第 6 条で次のとおり規定している

第6条 理事は次の各号に掲げる者のうちから、理事会において選任する。

- | | |
|---|-------|
| (1) この法人の設置する学校（大学、短期大学、高等学校および幼稚園）の
学長、校長または園長のうちから選任された者 | 2人～3人 |
| (2) この法人の評議員から選任された者 | 3人～4人 |
| (3) この法人に關係ある学識経験者の中から専任された者 | 3人～4人 |

また、寄附行為に定める理事会の審議事項は、次のとおりである。

- (1) 基本財産の処分の制限
- (2) 予算および事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 決算および事業計画
- (5) 解散
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属
- (7) 合併
- (8) 寄附行為の変更
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

常務理事を兼務している学長は、理事会、評議員会および常任理事会に出席しており、本学の意思を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思が反映されている。

さらに、理事会には学外から有識者が選任されており、本学の管理運営に関しても幅広い視野で協議し、決定している。理事会の決定事項は、運営会議および教授会に報告・周知されている。

なお、平成28(2016)年4月に本学学長を座長とする「新学院構想戦略会議」が設置され、法人全体の諸改革を加速させた。**【資料3-2-1】平成28年度理事会議事録**

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成28(2016)年度にスタートした、第三次中期5ヵ年計画の根幹である「新立体的学院構想」に基づき、各教育施設の将来構想について「新学院構想戦略会議」において具体策を協議し、以下のとおり理事会の決定を経て実行に移した。

平成29(2017)年4月1日から大学との連携強化のため、八戸学院短期大学を「八戸学院大学短期大学部」に名称変更を行い、併せて附属幼稚園の名称も変更した。また、八戸学院大学短期大学部ライフデザイン学科は定員確保の改善が困難と判断し、平成30(2018)年度の募集停止を決定した。

本学においてはビジネス学部の見直しに着手し、カリキュラムを変更して「地域経営学部」に改組すべく、平成30(2018)年4月1日の開設に向けて文部科学省へ設置届出書を提出した。

幼稚園においては、認定こども園への移行に関する検討を行い、設備投資との関連から八戸学院幼稚園を他の2園に先行して、平成30(2018)年4月1日からの移行を決定した。

なお、「新学院構想戦略会議」は平成28(2016)年度末をもって終了し、平成29(2017)

年度からは「経営会議」を立ち上げ、第三次中期 5 カ年計画の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議を行う。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性およびその機能性

大学の審議機関として運営会議および教授会を整備している。【資料 3-3-1】八戸学院大学学則第 59 条、第 60 条、【資料 3-3-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程、【資料 3-3-3】八戸学院大学教授会規程

運営会議および教授会は学則に基づき設置・運営され、教学面における重要事項を審議し、学長の意思決定に際して意見を述べる体制を整えている。また、各センター、各種委員会などの組織についても規程に基づいて整備され、権限と責任が明確になっており、その機能を果たしている。【資料 3-3-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部教育センター規程、【資料 3-3-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生支援センター規程、【資料 3-3-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部キャリア支援センター規程、【資料 3-3-7】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程、【資料 3-3-8】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部教養教育運営委員会規程、【資料 3-3-9】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程、【資料 3-3-10】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究推進委員会規程、【資料 3-3-11】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部就職支援委員会規程、【資料 3-3-12】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部広報委員会規程、【資料 3-3-13】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会規程、【資料 3-3-14】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程、【資料 3-3-15】八戸学院大学教務委員会規程、【資料 3-3-16】八戸学院大学学生委員会規程、【資料 3-3-17】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部国際交流支援委員会規程、【資料 3-3-18】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部特別学生支援室設置要項、【資料 3-3-19】八戸学院大学自己点検評価委員会規程、【資料 3-3-20】八戸学院図書館規程、【資料 3-3-21】八戸学院大学紀要投稿・編集規程、【資料 3-3-22】八戸学院地域連携研究センター規程、【資料 3-3-23】平成 28 年度教授会議事録、【資料 3-3-24】平成 28 年度会議日程表（会議開催状況）、資料 3-3-25】平成 28 年度学科会議議事録、【資料 3-3-26】平成 28 年度運営会議議事録、【資料 3-3-27】平成 28 年度各センターア会議議事録、【資料 3-3-28】各種委員会議事録

本学の教学部門各種会議体組織図は、図 3-3-1 のとおりである。

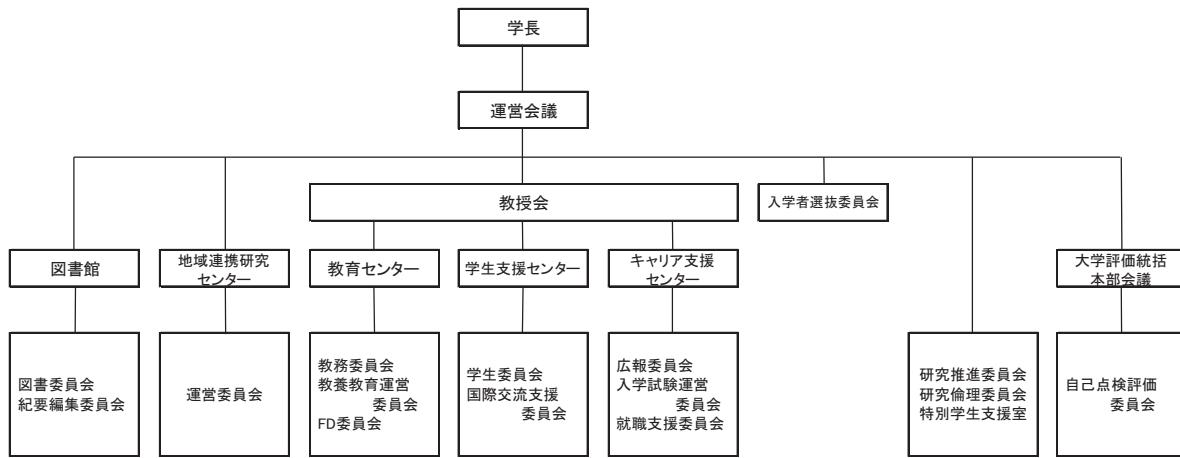


図 3-3-1 本学の教学部門各種会議体組織図

①運営会議

運営会議は、学則第 59 条ならびに八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程に基づいて運営されており、審議事項は次のとおりである。

- (1)教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項
- (2)教員の人事に関する事項
- (3)教授会の審議に関する基本的、共通的事項
- (4)各種分掌の組織および分掌内容に関する事項
- (5)学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6)その他、学長が必要と認めた重要事項

運営会議は、学校教育法施行規則第 143 条に基づき、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会として位置付けられており、学長、学長補佐、学部長、学科長、教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、大学評価統括本部長、八戸学院図書館長、八戸学院地域連携研究センター長および事務局学務部長をもって組織され、毎月定例で開催されている。

②教授会

教授会は、学則第 60 条と八戸学院大学教授会規程（以下、教授会規程）に基づいて運営されており、審議事項は次のとおりである。

- (1)教育課程に関する事項
- (2)前号にかかわる教育および指導に関する事項
- (3)研究活動に関する事項
- (4)学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (5)学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
- (6)試験および学生の学業成績に関する事項
- (7)学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (8)その他、学長が必要と認めた事項

教授会は、各学部の教授をもって組織する。必要あると認めたときは、准教授、講師、助教およびその他の教職員などを加えることができる。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。学長選考規程は、大学設置基準第13条の第2項を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定めている。【資料3-3-29】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程

学長は、平成25(2013)年度から運営会議議長を兼務し、八戸学院大学短期大学部学長と連携して大学運営を行っている。

教員人事については、「八戸学院大学教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、学長指名による選考委員会（採用）や審査委員会（昇任）を立ち上げ、その報告を受けて学長が運営会議に上程し、承認を得て理事長へ申請している。

学生の入学、退学、転学、留学、休学および卒業は、学則に基づき、教授会の審議を経て、学長が決定、許可する。入学者選抜については、教授会規程第3条2項に基づき、教授会の代議員会である入学者選抜委員会の案を受けて学長が決定する。

学長のもとには4人の学長補佐を配置している。平成29(2017)年度当初、学長は学長補佐に対して、①「3本の矢プロジェクト」の推進・継続、海外研修の実施方法の再検討、運営会議・全学教授会の統括、②大学評価統括、IRの推進、③ビジネス学部を中心とした大学諸改革の推進、高大接続の推進、④地域連携研究センター運営（地域文化研究・地域産業振興・地域スポーツ振興・地域連携推進・国際交流）、対外的な広報活動の支援をそれぞれ担当させ、大学運営を行っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長は理事会で決定された方針に従い、大学運営に関する権限を有するとともに責任を負っており、議長として運営会議を招集して業務の速やかな執行を今後も継続して行う。運営会議は、全学的な最高審議機関であり、この会議で規程、制度等の問題点について議論の下、状況に応じて見直しを図り、改正点を速やかに教授会で報告する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

«3-4 の視点»

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本

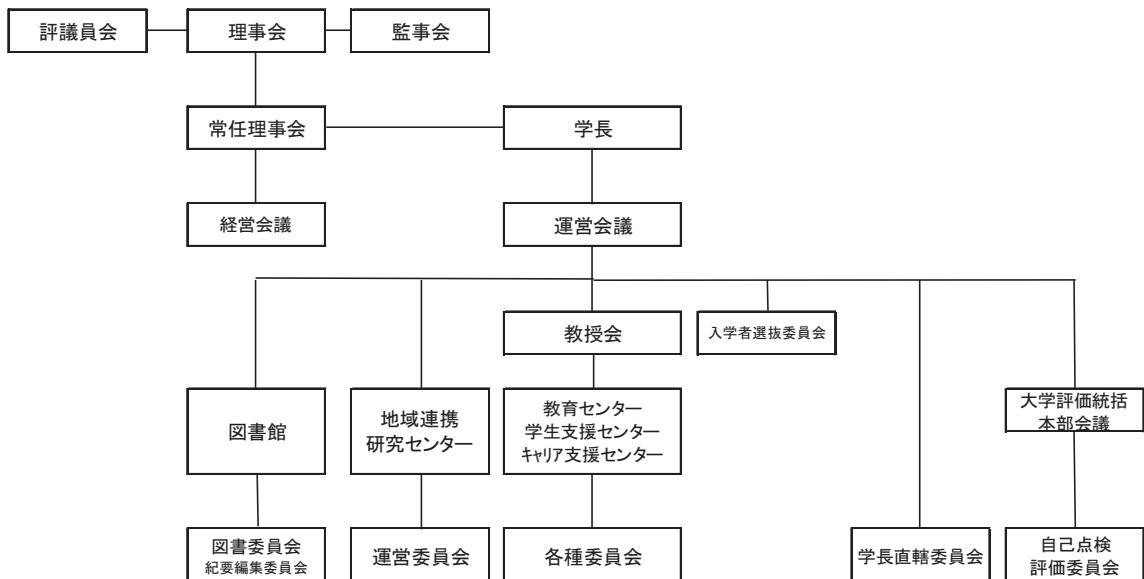
方針のほか、財務内容および人事案件などについて審議している。

教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、学則および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか教員の任用および昇任に関する事項などについて審議している。【資料F-3】大学学則、【資料3-3-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程、【資料3-3-3】

八戸学院大学教授会規程

学長（常務理事）は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を先に常任理事会に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携が図られている。また、事務局では毎週月曜日に本学および法人合同の部課長連絡会議を開催しており、コミュニケーションが充分に図られている。

法人・本学の管理運営体制は、図3-4-1のとおりである。



3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会、評議員会および常任理事会の構成員である学長は、教学部門の意思を的確に伝え、理事会なども教学部門の意見を尊重しながらも慎重に審議することによって、管理部門と教学部門との連携が図られている。理事会の決定事項を総務部長が運営会議に報告・説明し、また、理事会の決定事項および運営会議の審議結果を学務部長が教授会に報告することによって情報の共有を図っている。さらに、理事会および運営会議における決定事項については、毎朝開催している学務部部課長会議で報告され、事務職員に対しても周知徹底が図られている。

また、寄附行為第5条第1項第2号において監事を2~3人と定めており、寄附行為第7条において監事の選任について「監事は、この法人の理事、職員（学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ）または評議員以外の者のうちから、評議員会ならびに理事会の同意を得て、理事長が選任する」と規定している。【資料F-1】寄附行為

平成 27(2015)年 6 月 1 日から金融機関役員 1 人を監事に加え、他の学校法人理事経験者、公認会計士の 3 人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施している。書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会、会計監査との情報交換会、主管部の部課長との面談、法人内各種イベントなどの意見収集、情報交換を行っている。【資料 3-1-8】平成 28 年度監事会および監事監査等の実施状況、【資料 3-1-9】平成 28 年度会計監査人、監事および監査室による情報交換会実施状況、【資料 3-1-10】平成 28 年度監事監査実施状況

監事の職務については、寄附行為第 8 条に次のとおり規定している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会および評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号または第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、評議員会の召集を請求すること
- (6) この法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、評議員の選任については、寄附行為第 21 条に次のとおり規定しており、理事定数と同様、評議員定数についても削減を図っている。

- (1) 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事およびこの法人の教職員のうちから理事会において選任された者 7 人～9 人
- (2) この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任された者 5 人～7 人
- (3) 第 6 条第 1 項第 3 号に規定する理事およびこの法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任された者 5 人～7 人

評議員会は、寄附行為第 17 条に基づき理事会の諮問機関として設置され、寄附行為第 19 条において理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、寄附行為第 32 条において、理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならないと規定している。なお、平成 28(2016)年度における評議員会の開催状況は、表 3-4-2 のとおりである。

表 3-4-2 平成 28(2016)年度評議員会開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		本人出席数(b)	実出席率(b/a)	委任出席者数	
評議員会	17~23 人	22 人	平成 28 年 5 月 25 日 16:00 ~ 17:40	22 人	100.0%	0 人	3/3
		21 人	平成 28 年 9 月 23 日 10:30 ~ 11:40	20 人	95.2%	1 人	3/3
		21 人	平成 28 年 11 月 25 日 10:30 ~ 11:40	19 人	90.4%	2 人	3/3
		21 人	平成 29 年 2 月 24 日 10:30 ~ 11:35	18 人	85.7%	3 人	3/3
		21 人	平成 29 年 3 月 24 日 11:00 ~ 12:11	20 人	95.2%	1 人	3/3

【資料 3-4-1】平成 28 年度評議員会議事録

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、初代理事長が唱えた「神を敬し、人を愛する」という建学の精神および「地域発展の基礎は教育にある」という考えのもと、学園の発展にリーダーシップを發揮している。法人設立当初からの「立体的総合学園」構想においては、地域の要望に耳を傾けながら、教育理念・目的に則った教育活動の展開と時代に沿った改革を推進している。

また、「学院フェスタ」、「法人内各学校の教育に関する研究発表会」などを実施しているほか、これまで系列高校主催で行われていた「関東の集い」を、本学および八戸学院大学短期大学部を含めた規模へ再編成するなど、法人内の事業展開、情報共有、交流などをとおして、法人全体としての一体感の醸成を重視した運営を行っている。

なお、法人設立 60 周年を迎える平成 31(2019)年度を間近に控え、記念式典、記念ミュージカル、記念誌発行、記念モニュメント製作の各委員会を平成 27(2015)年度に立ち上げ、平成 29(2017)年度中の実施・完成を目指した活動を指揮している。【資料 3-4-2】平成 28 年度ハ戸学院フェスタ開催報告、【資料 3-4-3】平成 28 年度教育に関する研究発表会次第、【資料 3-4-4】学校法人光星学院創立 60 周年記念協賛会組織図

さらに、必要に応じて運営会議に理事長が参加して方針を示すことなどによって、教学部門の審議案件、審議内容の拡充へも繋がっている。

理事長の提言を受け、学長は教育改革についての方針を決定し、平成 25(2013)年に教養教育、キャリア教育の充実、教育技術の向上について「3 本の矢検討委員会」というプロジェクトを立ち上げた。その後、それぞれの検討委員会から出された具体的提言に基づき、「キャリアデザイン I ~ VIII」や「日本語リテラシー」などの科目が新設されたほか、円滑に各種施策が実施されている。【資料 3-4-5】「3 本の矢検討委員会」報告書

また、年度末の 3 月に開催される教授会において、各学科・委員会から提出される当該年度の「事業報告書」が全教員に配布され、PDCA サイクルの視点に基づく自己評価が毎年度実施されている。【資料 3-4-6】平成 28 年度学科・委員会の事業報告書

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度、「新学院構想戦略会議」において、法人内全施設の将来構想および

新中期経営計画の策定を行い、以下の事項について理事会に上程し決定した。

- ① 平成 29(2017)年度から八戸学院短期大学の校名を八戸学院大学短期大学部へ変更
- ② 八戸学院大学ビジネス学部の見直しを図り、平成 30(2018)年度から地域経営学部に改組
- ③ 八戸学院大学短期大学部ライフデザイン学科の平成 30(2018)年度募集停止
- ④ 八戸学院幼稚園の幼保連携型認定こども園への平成 30(2018)年度移行
- ⑤ 平成 29(2017)年度から法人事務局機能強化のため総務部 1 部体制から専門性を重視した総務部・財務部の 2 部体制への改組

本学においては、各委員会で検討を重ねて導き出した施策について、学長の指導の下、PDCA サイクルを活用した施策内容の充実を継続して図る。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

教育研究活動を支援する事務機能および法人業務を含む法人の管理運営上の総括的な事務機能を包括した事務組織（総務部・財務部・学務部）の職制、任命および職分について、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため事務組織の分掌について課・室ごとの役割を、「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。これらの規程と大学設置基準第 42 条の学生の厚生補導の組織の規定に基づき、効果的な執行体制のために適切な人員確保と配置を行っている。

【表 3-1】職員数と職員構成、【資料 3-1-4】学校法人光星学院運営組織規程、【資料 3-5-1】学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

職員は、担当業務を通じて事務能力や業務能力を研鑽しており、教員経験者は厚生補導の主軸である教務関係や学生対応の部署に、保健室担当や図書館司書は有資格者を、システム管理、WEB サイトの作成は有資格者や経験者など、適材適所を目指して配置されている。【資料 3-5-2】学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

教務学生課は、学生目線に立ったサポートによる学生サービスの提供を意図し、学内の教学システムの機能を活用して、的確な支援体制を構築している。

キャリア支援課は、入学から卒業・就職までを繋いだ学生サービスの提供を目指し、日

常的かつ専門的なキャリア支援を行っている。また、学生募集活動において就職状況や卒業生に係る、より正確な情報を伝えることができる支援体制を構築している。

情報メディア課は、本学および八戸学院大学短期大学部の附置機関である八戸学院図書館ならびに地域連携研究センターの事務部門を担当するとともに、本学のITネットワークシステムの管理運用業務を担当している。

法人は、大学・短期大学部・高等学校・幼稚園までの管理運営のために必要な体制を構築しており、管理事務部門（総務部・財務部）と教学事務部門（学務部）および高等学校事務部門（高等学校事務部）が横断的に組織されている。また、「事務部門長会議」を設けて管理事務部門の総務部長および財務部長、教学事務部門の学務部長、高等学校事務部門の事務長が毎月定例的に情報共有および問題解決などを行い、常に連携しながら適切に業務を遂行している。さらに、「事務連絡協議会」を設けて総務部・財務部・学務部・高等学校事務部の部課長および各所属の代表者が集まり、事務面での注意事項の伝達や情報共有、事案の協議などを、毎月第1水曜日に実施している。なお、毎週月曜日には、総務部、財務部、学務部の部課長が集まり、情報を共有している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、職員の資質・能力向上のための研修を毎年度行っている。平成28(2016)年5月に事務レベルの向上を目指し、「公認会計士監査の指摘事項」の講評に課長以上が参加した。8月には「職員の意識改革や行動改革の向上を図ること」を目的として、メンタルヘルスと監査機能、学校法人の業績と将来に関する研修を行なった。9月には幹部教職員で「教育に関する研究発表会」を開催し、教育現場の相互理解を深めた。また、継続的に職員の資質向上および専門性を高めるため、9月に日本私立大学協会東北支部主催の事務研修会に、学務部長のほか学務・教務学生担当の事務職員を3人派遣した。【資料3-5-3】学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程、【資料3-5-4】学校法人光星学院一般職員研修規程、【資料3-5-5】平成28年度学校法人光星学院SD研修会次第

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

高年齢者雇用安定法の改正に伴い、継続雇用者を管理職ポストの任に就けることを原則として廃止し、一般職としての待遇で適材適所に配属している。また、事務職員の退職などに伴う欠員の補充は必要に応じて行う。

職員の育成については業務内容に応じて、外部研修への積極的な参加の推奨と、学校運営の知識・能力を習得する研修を実施し、全職員の資質・能力の更なる向上を目指す。なお、大学設置基準が平成29(2017)年4月1日に改正施行され、研修の対象が従前の事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれると再定義されたことに伴い、省令改正の趣旨に添った研修も企画・実施していく。

3-6 財務基盤と収支

«3-6 の視点»

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人全体の帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）は、平成 22(2010)年度からスタートした第 2 次経営改善計画により負債額は減少し、平成 26(2014)年度は過年度分減価償却費増の特殊要因によりマイナス 1,900 万円であったものの、実質的に黒字を確保し、経営改善計画の目標を達成した。

平成 27(2015)年度は、陳腐化した備品や図書の廃棄と借入金繰上返済に係る違約金発生などの特殊要因があり、収支差額はマイナス 9,200 万円となつたが、これらを除くと実質的黒字で、2 期連続の好決算となつた。減価償却前収支差額は 4 億円超を確保し、八戸学院短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）幼児保育学科校舎を自己資金にて建設（12 月竣工）することができた。

平成 28(2016)年度は、法人全体では学生生徒等納付金の減少や、八戸学院短期大学看護学科の 4 年制大学への改組による補助金の減少等により、収支差額はマイナス 9,500 万円となつたが、減価償却前収支差額は 3 億円超を確保しており、学校運営上運転資金に不安はない。【資料 3-6-1】平成 28 年度事業活動収支実績、【資料 3-6-2】平成 29 年度当初予算書

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 28(2016)年度は、八戸学院大学健康医療学部人間健康学科と八戸学院短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）幼児保育学科で学生数が増加したが、他施設での減少の影響で全体での収支が悪化した。同年 4 月、八戸学院短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）看護学科から八戸学院大学健康医療学部看護学科への改組があり、さらに平成 30(2018)年 4 月にはビジネス学部ビジネス学科から「地域経営学部地域経営学科」への改組という新たなスタートを切る。両学科の改組は学生確保に大きく貢献し、安定した財政基盤と収支バランスの改善に寄与するものである。ただし、看護学科が完成年度を迎える平成 31(2019)年度までは厳しい収支状況となる予想であり、収支差額のマイナス幅をいかに少なく抑えるかが当面の課題となっている。

本学の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）がある。それぞれの根拠規程は次のとおりである。

①受託研究・受託事業

- ・八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程
- ・八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程

②科学研究費補助金

- ・八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程
- ・八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

③イノベーションプログラム

- ・学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程

なかでも光星学院イノベーションプログラム（基金）が最大のものである。イノベーションプログラムの創設は平成 19(2007)年 5 月で、一般企業・卒業生・教職員・外部団体などからの寄付を受けており、平成 28(2016)年度は 8,000 万円を獲得（甲子園寄付を含む）、基金創設から 10 年間で総額 4 億 1,500 万円の寄付を受け、現在の繰越残高は 1 億 6,800 万円となっている。科学研究費補助金は、平成 28(2016)年度の新規採択は 0 件、継続 2 件という状況である。学内で科研費申請に向けた講習会などを実施しており、若干ではあるが成果が出始めている。ほかには総務省、青森県、三八地域県民局などから事業の委託を受けている。【資料 3-6-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程、【資料 3-6-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程、【資料 3-6-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程、【資料 3-6-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程、【資料 3-6-7】学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程

補助事業収入は、スクールバス維持費、八戸学院光星高校・八戸学院野辺地西高校の生徒寮運営にかかるもので、平成 28(2016)年度は 1 億 9,600 万円で、平成 27(2015)年度に比べ、約 100 万円減少した。

本学の收支バランスは、平成 26(2014)年度はマイナス 6,800 万円であったが、平成 27(2015)年度は学生数増加と新規補助金獲得などによりプラス 500 万円に転じ、さらに、平成 28(2016)年度はプラス 4,100 万円となり、財政基盤は安定に向かっている。

過去 3 年間の財務比率は、表 3-6-1、表 3-6-2 のとおりである。

表 3-6-1 法人全体の各種財務比率

比率	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費比率	53.7%	54.3%	55.6%
人件費依存率	95.4%	95.0%	97.1%
教育研究経費比率	33.0%	33.1%	34.3%
学生生徒等納付金比率	56.3%	57.1%	57.3%
補助金比率	25.2%	26.5%	25.4%

表 3-6-2 大学単体の各種財務比率

比率	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費比率	58.5%	52.8%	54.3%
人件費依存率	83.7%	79.7%	79.4%
教育研究費比率	43.0%	39.3%	36.6%
学生生徒等納付金比率	69.9%	66.2%	68.4%
補助金比率	21.8%	23.9%	20.4%

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年の地域経営学部のスタートや健康医療学部看護学科の完成年度となる平成 31(2019)年度以降は学生数の増加により、収支差額がプラスに転じる見込みである。

今後も、将来の少子化による 18 歳人口減少に伴う学納金収入の減少を見据え、安定的な入学定員の確保と収入に見合った支出の抑制を行う。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理に関しては、学校法人会計基準および「学校法人光星学院経理規程」、「学校法人光星学院経理規程施行細則」に定められている。固定資産および物品等についての会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」を、また、学則・園則に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」を定めている。これらの規程等に基づき、各教育施設および財務部で適切に行っている。【資料 3-7-1】学校法人光星学院経理規程、【資料 3-7-2】学校法人光星学院経理規程施行細則、【資料 3-7-3】学校法人光星学院固定資産および物品管理規程、【資料 3-7-4】学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行われている。【資料 3-7-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範、【資料 3-7-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかる基本方針、【資料 3-6-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程、【資料 3-6-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程、【資料 3-6-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程、【資料 3-6-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程、【資料 3-7-7】八戸学院大学専任教員研究絏費助成金取扱規程

予算編成は、両学部および教務委員会、学生委員会などの委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を 1 月に策定している。これに基づき、財務部財務課が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を 2 月に作成し、常任理事会を経て 3 月

の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。

また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。平成 28(2016)年度は、11 月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。【資料 3-7-8】平成 28 年度補正予算書

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成し、財務部財務課に提出、財務課で元帳に記帳処理する。払出・振込の決裁は財務部長・総務部長・事務局長を経て理事長が行い、財務課が全施設分を一括で処理している。決算は、財務課が会計年度終了後 2 カ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査の実施に加え、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査は、2 人の公認会計士と年間を通じて計 240 時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

期中監査は、平成 28(2016)年 12 月 5 日に八戸学院野辺地西高校、12 月 12 日・13 日に総務部、平成 29(2017)年 4 月 17 日に八戸学院光星高校で実施した。現物実査は、平成 29(2017)年 4 月 3 日に八戸学院光星高校と総務部・財務部で行った。

会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、総務部・財務部保管書類、人事関係書類などについても指摘をするなど、事務処理全般にわたって厳正に実施した。「会計監査報告事項」については、平成 29(2017)年 5 月 24 日に理事長以下各部署の課長以上の職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受けた。

監事は、他の学校法人理事経験者、公認会計士および金融機関役員の 3 人体制であり、監事会を 6 回、監事監査（業務監査・会計監査）を 7 回実施した。また、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会や各部署の部課長との面談、法人主催の各種イベントなどで意見収集・情報交換を行った。監査室による内部監査は全施設を対象に実施している。

平成 28(2016)年度の実施状況は、表 3-7-1、表 3-7-2、表 3-7-3、表 3-7-4 のとおりである。

表 3-7-1 平成 28 年度監事監査実施状況

回	実施日	監査事項
1	28. 5.18	1.平成 27 年度資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録の適合性等の確認について 2.平成 27 年度会計関係の稟議書、見積書、請求書および領収書等の証憑書類の保管状況の調査確認について 3.財務上の特異な支出・資金移動の有無の確認について 4.財務指標に照らした財務比率（事業活動収支関係および貸借対照表関係）に見る財務の健全性の把握確認について

		5.平成 27 年度会計の基本金組入れ状況の把握とその適正性の確認について 6.平成 27 年度会計の収入・支出超過等の把握について 7.過去 5 カ年の財務状況の推移を通じた現状の認識と今後の見通しの検証把握について 8.偶発債務該当事項の有無の確認について 9.後発事象該当事項の有無の確認について
2	28. 7. 5	1.幼稚園 3 園の納付金以外（寄付金、教材費等）の幼稚園徴収金の取扱状況について 2.平成 28 年 5 月 1 日現在の幼児・生徒・学生の入学および在籍状況（定員比を含む）と定員未充足の学科等に対する諸施策について 3.前記 2 の在籍数に基づく納付金収入試算と当初予算との比較について 4.平成 28 年 5 月 25 日通知「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について」の文書受理後の業務への対応状況について 5.平成 28 年 2 月 24 日改正の学校法人光星学院就業規則第 18 条の 2 「労基法第 36 条に規定する協定の締結」の内容について
3	28. 9.23	1.平成 27 年 2 月 25 日制定の「大学・短期大学国際交流支援委員会規程」施行後の具体的活動状況について 2.平成 25 年 2 月 22 日制定の「大学・短期大学障害学生修学支援規程」および「同特別学生支援室設置要項」に規定する支援体制等活動状況について 3.平成 25 年 2 月 27 日制定の教育センター規程、キャリア支援センター規程、平成 23 年 3 月 24 日制定の学生支援センター規程に定められた業務等（組織、会議等を含む）の状況について 4.新学院構想推進戦略会議の構想策定の動向について 5.短期大学を短期大学部に改める諸手続の進捗と今後の運営上の変更点等について 6.幼稚園および高等学校の「学校評価」の取組状況と今後の課題について 7.短期大学の認証評価機関による現地審査の受審体制について
4	28.11.24	1.大学・短期大学における平成 28 年度授業開講状況（授業科目別）および受講学生数について 2.大学・短期大学および高等学校の教員別担当授業時間数（大学・短大は 90 分を 1 授業時間数（1 コマ）、高校は 50 分を 1 授業時間数（1 コマ）として）について 3.大学・短期大学における教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）の実践に向けての取組みについて （1）履修単位の制限（キャップ制） （2）学習の計画性（ナンバリング） （3）成績評価に新しい手法導入（GPA） （4）（1）～（3）の取組状況と現行教育課程の適切性（開講科目、単位数等） 4.平成 28 年 5 月 1 日現在における大学、短期大学および高等学校の設置基準（高校は学内基準を含む）に基づく必要教員数ならびに専任教員（現員）数について 5.平成 28 年 5 月 1 日現在における専任教員 1 人当たりの学生・生徒数について 6.上記 2 に関連し、基準担当時間数（基準担当コマ数）を超えている場合の増担手当支給状況（基準および増担手当支給一覧表の提出）について 7.本年度上半期における予算執行状況と補正予算措置の見通しについて 8.偶発債務該当事項の確認について
5	28.12.13	1.遊休資産（野辺地町）の処分事業と湊高台地区隣接地購入事業の進捗状況について 2.校舎等施設の耐震化および耐震補強整備の現状（今後の計画を含む）について 3.各施設の視察、見分等について （1）美保野地区 （2）湊高台および聖アンナ、第二しおのめ （3）野辺地地区 4.現有施設のうち廃校或いは活動・利用休眠状態で転用不可能等の土地、建物等の現状と今後の対策について 5.別紙「平成 28 年度の主な事業計画について」（平成 28 年 3 月 22 日開催の平成 27 年度第 8 回監事監査資料）に関する事業の理事長決裁手続および契約関係書類の閲覧について 6.別紙「平成 28 年度の主な事業計画について」（平成 28 年 3 月 22 日開催の平成 27 年度第 8 回監事監査資料）に関する検査等関係書類の閲覧および当該設備設置場所の見分について 7.学園サービスの第 23 期～第 24 期事業報告および損益状況について 8.学園サービス事業の将来展望について
6	29. 2.23	1.教育研究活動の特定事業や課題に対する外部資金の受入状況（平成 26 年度～平成 28 年度の 3 カ年）について 2.平成 26 年 8 月の学校教育法等の一部改正に対応して本学の学則等内部規程が平成 27 年 4 月 1 日に改正施行されたが、その後の大学運営が適切に機能しているかの検証について

		<p>(1) 教授会の区分（全学、学部の区分・分担、構成員の在り方を含む） (2) 教授会と運営会議の関係 (3) 各種委員会の役割と教授会等との関係</p> <p>3. 学則に定められた休学者の学費の取扱いに関する実情と諸課題について 4. 幼稚園における会計処理等に関する調査について 5. 大学、短期大学および高等学校における平成28年5月1日以降の退学者、休学者の実態調査について 6. 平成28年1月～平成28年12月における間に国、県の各種法令、規則等の制定、改正の通達文書の受理状況とその対応、およびこの間における本法人の規程の制定、改正状況について</p>
7	29. 3.23	<p>1. 本年度における予算執行状況と期末収支予想の把握について 2. 平成25年度からの事業活動収支実績と平成29年度予算編成に基づく平成33年度までの予算編成予測について 3. 用固定資産の管理状況（実存状況）の把握等について 4. 管理用固定資産の管理状況（実存状況）の把握等について</p>

表 3-7-2 平成28年度会計監査人、監事および監査室による情報交換会の実施状況

実施日	事 項
28. 5.18	1. 会計監査人による平成27年度会計監査の実施状況について 2. 監査室による平成28年度内部監査の実施計画について
28.12.13	1. 会計監査人による平成28年度会計監査の実施状況について 2. 監査室による平成28年度内部監査の実施結果について

表 3-7-3 平成28年度 監事会実施状況および理事会等への出席状況

実施日	会議等の名称
28. 5.24	会計監査人の平成27年度会計監査報告（講評）に出席
28. 5.25	第1回理事会・評議員会に出席 第1回監事会実施
28. 7. 5	第2回監事会実施
28. 8.10	平成28年度 学校法人光星学院SD研修会での監事による講演
28. 9.17	平成28年度 八戸学院教育に関する研究発表会に出席
28. 9.23	第2回理事会・評議員会に出席 第3回監事会実施
28.10.21	文部科学省主催 平成28年度 学校法人監事研修会に監事2名参加
28.11.25	第3回理事会・評議員会に出席 第4回監事会実施
29. 2.24	第4回理事会・評議員会に出席 第5回監事会実施
29. 3.24	第5回理事会・評議員会に出席 第6回監事会実施

表 3-7-4 平成28年度監査室による内部監査の実施状況

監査日	被監査部局	監査事項
28. 6. 1		1. 平成27年度イノベーションプログラム（基金）研究等補助金の執行状況等について
28. 6. 2	法人本部（総務部）	2. 育英・奨学事業（育英・奨学規程28.4.1施行）の取扱いについて
28. 6. 6		3. 固定資産管理（機器備品台帳と現物の照査）について

28. 6.13		1.平成 26 年度イノベーションプログラム（基金）研究等補助金の執行状況等について 2.育英・奨学事業（育英・奨学規程 28.4.1 施行）の取扱いについて 3.大学・短大における各種会議等の開催状況について 4.固定資産管理（機器備品台帳と現物の照査）について
28. 6.14	八戸学院大学	
28. 6.15	八戸学院短期大学	
28. 6.16		
28. 6.22	八戸学院光星高等学校	1.育英・奨学事業（育英・奨学規程 28.4.1 施行）の取扱いについて 2.高等学校・幼稚園における学校評価について 3.変形労働時間制および 36 協定に係る労使協定の締結について 4.固定資産管理（機器備品台帳と現物の照査）について
28. 6.21	八戸学院野辺地西高等学校	
28. 6.2	八戸学院短期大学附属幼稚園 八戸学院短期大学附属幼稚園 聖アンナ 八戸学院短期大学附属幼稚園 第二しののめ	1.高等学校・幼稚園における学校評価について 2.固定資産管理（機器備品台帳と現物の照査）について

規程は、隨時点検・見直しを行っている。平成 28(2016)年度の規程の制定・改正・廃止状況は、表 3-7-5 のとおりである。

表 3-7-5 平成 28 年度規程の制定・改正・廃止状況

No.	規程等の名称	制定	改正	廃止	常任理事会	理 事 会	施行年月日
1	学校法人光星学院監事会規程		○		28. 5.13	28. 5.25	28. 5.25
2	学校法人光星学院監事監査規程		○		28. 5.13	28. 5.25	28. 5.25
3	学校法人光星学院育英・奨学規程		○		28. 5.13	28. 5.25	28. 6. 1
4	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金） 研究等補助金交付申請に係る公募要項		○		28. 5.13	—	28. 6. 1
5	八戸学院短期大学附属 3 幼稚園における預かり保育料取扱要項		○		28. 6.15	—	29. 4. 1
6	学校法人光星学院情報セキュリティポリシー	○			28. 6.15	—	28. 6.15
7	学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程	○			28. 7.14	—	28. 7.14
8	八戸学院大学・八戸学院短期大学教職員安全衛生管理規程			○	28. 7.14	—	—
9	学校法人光星学院寄附行為		○		28. 9.15	28. 9.23	29. 4. 1
10	八戸学院短期大学学則		○		28. 9.15	28. 9.23	29. 4. 1
11	八戸学院短期大学附属幼稚園園則		○		28. 9.15	28. 9.23	29. 4. 1
12	八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則		○		28. 9.15	28. 9.23	29. 4. 1
13	八戸学院短期大学附属幼稚園第二しののめ園則		○		28. 9.15	28. 9.23	29. 4. 1
14	八戸学院大学学則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
15	八戸学院光星高等学校学則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
16	八戸学院野辺地西高等学校学則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
17	八戸学院短期大学附属幼稚園園則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
18	八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
19	八戸学院短期大学附属幼稚園第二しののめ園則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
20	学校法人光星学院運営組織規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
21	学校法人光星学院運営組織事務分掌細則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
22	学校法人光星学院監査室規堤		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1

23	学校法人光星学院業務班管理運営施行細則		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
24	学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント委員会規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
25	学校法人光星学院システム委員会規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
26	学校法人光星学院就業規則		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
27	八戸学院大学・八戸学院短期大学教員人事考課規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
28	学校法人光星学院個人情報保護規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
29	学校法人光星学院増担手当支給に関する施行細則		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
30	学校法人光星学院文書取扱規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
31	学校法人光星学院事務決裁規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
32	学校法人光星学院公印取扱規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
33	学校法人光星学院危機管理規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
34	学校法人光星学院経理規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
35	学校法人光星学院経理規程施行細則		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
36	学校法人光星学院固定資産および物品管理規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
37	学校法人光星学院教職員宿舎管理規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
38	学校法人光星学院施設等の貸与に関する規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
39	八戸学院短期大学附属3幼稚園修学奨励生規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
40	八戸学院大学・八戸学院短期大学図書館規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
41	八戸学院大学・八戸学院短期大学地域連携研究センター規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
42	学校法人光星学院職員定年等規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
43	八戸学院大学・八戸学院短期大学客員教授・客員研究員規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
44	八戸学院大学・八戸学院短期大学特任教員規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
45	八戸学院大学・八戸学院短期大学任期付教育職員任用規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
46	八戸学院大学教員採用・昇任規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
47	八戸学院短期大学教員採用・任用規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
48	八戸学院大学・八戸学院短期大学学長選考規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
49	八戸学院大学・八戸学院短期大学学部（学科）長選考規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
50	八戸学院大学・八戸学院短期大学名誉教授称号授与規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
51	八戸学院大学名誉学長規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
52	八戸学院短期大学名誉学長規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
53	八戸学院短期大学附属3幼稚園園長選考規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
54	学校法人光星学院情報公開規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
55	学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
56	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
57	八戸学院大学・八戸学院短期大学学費納付規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
58	八戸学院大学・八戸学院短期大学における修業年限を超えて在学する者の学費納入規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1

59	八戸学院大学・八戸学院短期大学再入学者および復籍者に関する納入金等に関する規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
60	八戸学院短期大学附属3幼稚園における預かり保育料取扱要項		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
61	学校法人光星学院育英・奨学規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
62	八戸学院大学・八戸学院短期大学部活動奨励金規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
63	学校法人光星学院人事委員会規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
64	学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
65	学校法人光星学院キャンパス整備委員会規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
66	学校法人光星学院母性健康管理規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
67	学校法人光星学院高等学校教員人事考課規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
68	学校法人光星学院事務職員人事考課規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
69	学校法人光星学院一般職員研修規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
70	学校法人光星学院早期退職規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
71	学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
72	学校法人光星学院パートタイマー規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
73	学校法人光星学院公益通報に関する規程		○		29. 2.10	—	29. 4. 1
74	学校法人光星学院教職員子女学納金減免規程		○		29. 2.10	29. 2.24	29. 4. 1
75	学校法人光星学院寄附行為		○		29. 2.15	29. 2.24	29. 4. 1
76	学校法人光星学院初任給、昇給、昇格等に関する施行細則		○		29. 3.10	29. 3.24	29. 4. 1

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査および業務監査からの指摘事項に関する対応は「事務部門長会議」、「事務連絡協議会」で協議・検討の上、迅速に改善し、再発防止に努める。

適正かつ効率の良い事務処理方法に関して、会計関連については財務部財務課が、他の業務については総務部総務課が主導して継続的に指導を行う。

[基準3の自己評価]

学長が責任をもって大学運営を行うに当たり、その補佐体制として、学部長2人（学科長兼務）、学科長1人、学長補佐を4人配置して、業務遂行上の企画および学内の意見調整、地域との連携などにスピード感を持って対処している。

また、最高審議機関である運営会議においては、各センターから議案が上程されるなど、民主的な運営を行っている。承認された案件の中から理事会へ提案される事項も運営会議出席者に周知されている。

法人全体としては、関係法令、寄附行為、学院諸規程などに基づき適切な管理運営が行われている。しかし、定員未充足により財務内容は厳しい状況が続いていたため、平成22(2010)年から第2次経営改善計画を策定し、最終年度の平成26(2014)年度に帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）の黒字化を最終目標として取り組んだ結果、目標を達成した。

以上のように、法人全体と本学においては、適正な管理運営のもと、改善努力も継続さ

れており、帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）の実質プラス確保を実現したが、平成 28(2016)年度に看護学科を 4 年制大学に改組したことなどから、再びマイナス予算となっており、財務面においては未だ不安定な部分もある。しかしながら、本学においてはビジネス学部の「地域経営学部」への改組、八戸学院大学短期大学部においては不採算部門であるライフデザイン学科の募集停止について、いずれも平成 30(2018)年度から実施することを決定しており、新たに設置された「経営会議」を中心として、法人全体の組織の改組・改編を伴う教育改革を今後も進めていく。